

# 障害者社会参加促進貸出物品利用許可書

令和 年 月 日

様

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会  
会 長 松 尾 哲

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会障害者社会参加促進貸出物品貸出要綱第5条の規定により、下記の許可した物品について利用を許可します。

利 用 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

許 可 品 名

1. 携帯用磁気誘導無線アンプセット（HS-60）
2. モニター・スピーカー（MS-202II）
3. ループアンテナ（可搬型ドラム・20m）
4. ループアンテナ（可搬型ドラム・延長用30m）
5. SONARヒアリングループ用受信機（SOR-70）
6. ワイヤレスマイク（WM-3000A）
7. ワイヤレスマイク（ピンマイク・WM-3100）
8. コード付マイク
9. ビジュアルプレゼンター（EV-200）
10. デジタルプロジェクター（V-339）
11. スクリーン（100インチ）
12. 視覚障害者用ポータブルレコーダー
13. OHCセット（聴覚障害者関連事業に限る）

## 遵 守 事 項

1. 障害者社会参加促進貸出物品の転貸・譲渡など行わないこと。
2. 貸出期間が終了した場合、遅滞なく返還するものとする。
3. 紛失・破損した場合は、本会に速やかに報告を行うこと。  
この場合、本会が利用者に弁償または修理費の全額もしくは一部を負担して  
もらうことができる。
4. 貸出期間中の貸出備品によるけがや事故等について、本会は責任を負いかねます。

問い合わせ先 : 朝霞市社会福祉協議会  
総務課 施設管理係  
電話番号 048-486-2475